

はしがき

3年ほど前、本プロジェクトに応募した時の申請書に、この研究の対象をつぎのようにさだめた。

「近年、マネーをプール化した資金—基金（ファンド）—の投資行動が、国内外の資本市場に大きな影響をあたえ、それが企業価値だけでなく実体経済にも看過できないほどの影響をおよぼしている。この問題はとくにヘッジファンドというひとつの基金に限定して論じられることが多いが、問題はそれにとどまらない。これを広くとらえれば、プール化された資金をひとつのエンティティ—事業体—としてとらえて、そのマネジメントの責任のあり方、いかえれば集団投資スキーム（Collective Investment Schemes: CIS）をめぐるマネジメント責任と会計責任に深くかかかわる問題でもある。」

このとらえ方にもとづいて、具体的に集団投資スキームの形態についてもつぎのように明確にした。

「CISは決してヘッジファンドだけでなく他からのマネーを受託して資金を管理するエンティティの問題としてみれば、CISの会計問題は株式会社もそのひとつであり、さらにトラスト（信託）、年金基金（これはいわゆる確定給付年金だけでなく401(k)などの確定拠出年金もふくむ）、特別目的事業体(SPE)、SIV(Structured Investment Vehicle)にまで展開する。また、従業員持ち株制（ESOP）など旧来の制度についても集団投資スキームから捉え直すことができる。」

このように本プロジェクトの研究対象をこれまでの集団投資スキーム会計の対象よりも広くカバーすることにより、巷間いわれている集団投資スキームの問題が提起する問題が実は既存の会計（制度）のフレームワークを再構築する契機になる、というアプローチがとられた。それは成功したであろうか。

本報告書には3つの研究成果が収録されている。第1は、集団投資スキームの定義をレビューすることにより、上述したわれわれの観点の妥当性の検証し、それにもとづいて集団投資スキームのひとつである年金制度をめぐる新たな展開を英国の年金制度のなかにみている。

第2は、現代の集団投資スキームの最重要なひとつである特別目的事業体（SPE）の連結問題にかかわる会計問題のうち、ディスクロージャー、とくにMD & A（「財政状態および経営成績に関する経営者による討議と分析」）のなかでどのように表示されているのかを検討して、集団投資スキーム会計の国際的な動向を明らかにしている。

第3はわが国の集団投資スキームのひとつである日本版ESOP（従業員持ち株制度）を対象として金融商品取引法の開示規制、および信託形態によるESOPが連結対象となるかどうかの検討を行っている。

以上のべたとおり、本プロジェクトの成果が当初の期待のいくぶんかは達成しているとし

でも、残された課題は少なくない。これら課題については、この研究成果をふまえて一層の展開を図りたい。

最後に、本プロジェクトをすすめるにあたって尽力をおしまれなかった日本大学経済学部研究事務課の方々、とくに山口真氏にお礼申し上げる。

2012年1月10日

研究代表者 今福愛志（日本大学名誉教授）
古庄 修（日本大学経済学部教授）
山崎雅教（大東文化大学経営学部教授）